

2021年7月27日

与党「東日本大震災 復興加速化のための第10次提言」に対する我が党の見解

立憲民主党 東日本大震災復興本部長 玄葉 光一郎
立憲民主党 震災復興部会長 金子 恵美

2021年7月20日、自由民主党及び公明党は菅内閣総理大臣に「東日本大震災 復興加速化のための第10次提言」を手交した。

与党提言では、東京電力福島第一原発事故による帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域外について、「拠点区域外にある自宅に帰りたい」という思いに応えるため、帰還の意向を丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除を行うという新たな方向性を示し、国が2020年代をかけて、帰りたいと思う住民の方々が一人残らず帰還できるよう取組みを進めていくことが重要であるとしている。

しかし、そのような進め方にはそもそも避難を余儀なくされた住民の帰還希望の有無を確認することにより、新たな分断を生じさせてしまうのではないかという問題点がある。加えて、与党は帰還を希望しない方々の土地や家屋の扱いについては具体的にどのように考えているのか。政府は、帰還の希望の有無に関わらず、特定復興再生拠点区域外の全域で必要な除染を行い、福島を元の姿に取り戻す努力を決して怠ってはならない。

双葉地方町村会長の宮本富岡町長は「われわれの地域に寄り添ったものではない」とコメントし、内容が不十分との考えを示したが、与党提言には、帰還困難区域全域の除染などの見通しが示されていない。特定復興再生拠点区域外の除染の在り方やその費用など、福島に寄り添った具体的な方針を示す必要がある。

また、提言ではALPS処理水の処分について、海洋放出を前提に安全性の担保や風評影響を生じさせないための徹底した説明や情報発信、経営継続のためのセーフティネットの構築等を示しているが、いまだに漁業関係者の理解を得られていない状況にある。

立憲民主党は、ALPS処理水の処分方針について、2020年10月23日及び21年4月9日に、①国民への説明と十分な議論を経た上での決定、②海洋放出・大気放出以外の処分方法の追究、福島のみを負担を強いることのない処分方法の検討、③具体的かつ実効性のある風評被害対策、の3点について政府に対し申し入れを行ったが、政府から誠実な回答が得られていない。政府に対し申し入れの内容への真摯な対応を強く求める。